

第一六回

参第三号

歯科医師法の一部を改正する法律（案）

歯科医師法（昭和二十三年法律第二百二号）の一部を次のように改正する。

第十九条第三項を削る。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

理 由

歯科医師に対しても死亡診断書の交付ができるようにする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。